

5福祉子保第3004号  
令和6年2月8日

各区市町村保育主管部長 殿  
各区市町村認定こども園主管部長 殿

東京都福祉局子供・子育て施策推進担当部長  
新倉 吉和  
(公印省略)

### 保育施設における睡眠時の安全管理の徹底について（通知）

平素より、東京都の保育行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。  
昨年12月に、都内の認可外保育施設において、乳児が睡眠時間帯の異変により救急搬送され、死亡する重大事故が発生しました。  
つきましては、別紙を参考に、以下の点について、貴管内の保育所等に改めて周知いただき、睡眠時の窒息や乳幼児突然死症候群（SIDS）等のリスクを踏まえた安全管理の確認・徹底をお願いいたします。

#### 記

#### 1 睡眠時の注意事項について

##### (1) 仰向けにしっかりと寝させること

※うつぶせ寝になった場合は、仰向けにしてください。

※顔が横を向いていても胸がついている場合はうつぶせ状態と同様ですので、仰向けにしてください。

##### (2) 顔色をしっかりと確認できること（採光、布団等が顔にかぶっていないか）

##### (3) 必ず大人が見ていること（子供もから目を離さない、子供全員が見える位置につく、死角を作らない）

##### (4) 日々、個々の体調確認の徹底（個々の既往歴、朝の受け入れ時の情報、連絡帳等保護者からの情報、日中の活動の様子や食事の様子など職員同士の情報共有等）

**【参考】** 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/>

#### 2 担当

東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課保育支援担当 宮本  
電話：03（5320）4128